



熊本県公報

号外 第48号
令和7年(2025年)
9月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○栄養士法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康づくり推進課) 1
訓 令
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第33号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則
栄養士法施行細則(昭和30年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項を削る。
附 則
この規則は、令和7年11月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第10号

本庁各部(公室・局)課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年9月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の一部を次のように改正する。
第13条の6第1項中「による部分休業」の次に「(以下「部分休業」という。)」を加え、「部分休業承認請求書」を「第1号部分休業承認請求書又は第2号部分休業承認請求書」に改め、同条第2項中「部分休業承認請求書に」を「第1号部分休業承認請求書又は第2号部分休業承認請求書に」に、「部分休業承認請求書(別記第5号の3様式)」を「第1号部分休業承認請求書(別記第5号の3様式)又は第2号部分休業承認請求書(別記第5号の3の2様式)」に改め、同条に次の1項を加える。
3 部分休業の承認を受けた職員は、育児休業法第19条第3項の規定による部分休業の変更をしようとするときは、あらかじめ、部分休業変更申出書(別記第5号の3の3様式)を所属長に提出しなければならない。
第13条の7中「(第31条において準用する場合を含む。)」を削る。
別記第5号の3様式中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号の3の2様式(第13条の6関係)

第2号部分休業承認請求書		
地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により第2号部分休業を次のとおり請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び時間	期間	時間
	裏面のとおりに記入	裏面のとおりに記入
3 備 考		
年 月 日		
所 属 名 職 氏 名 (職員番号)		
所 属 長 氏 名 様		

[illegible]

別記第5号の3の3様式(第13条の6関係)

部分休業変更申出書

年 月 日

(所属長)様

所 属

職

氏 名

(職員番号)

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり部分休業の変更を申し出ます。

記

1 変更後の部分休業

☐ 第1号部分休業☐ 第2号部分休業

2 申出の事由

☐ 配偶者が負傷又は疾病により入院した☐ 配偶者と別居した☐ その他()

3 申出の事由が発生した日

年 月 日

* 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則
この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。